

弁護士法人中央総合法律事務所 京都事務所

近年の国際間取引に対するリーガルサービス需要に corres 応するべく、弊事務所では2014年10月から、初級者向け及び中級者向けの英文契約書勉強会を開催いたしておりました。

第20期は、中級者向け勉強会を開催いたします。中級者向けの勉強会では、契約書のサンプルをもとに、契約の相手方より提示された案に対する対案の検討や、交渉方法に主眼をおいて解説、また受講者の皆様と双方向の検討・議論を行う予定です。

引き続き、弊事務所の弁護士 藤井康弘（ニューヨーク州弁護士）が講師を務めます。英文契約書を日頃から取扱っている方、また、弊事務所の初級向け勉強会を受講された方などで、さらに英文契約書の知識を深めたい方々を主な対象として、より実務的、実践的な内容を事前に配付する資料を基に日本語で解説いたします。

英文契約書にご関心のある方は、この機会に奮ってご参加ください。

📎 第20期の日程（各回 18:30～20:00）

- ① 10月9日（水）【Intro・Letter of Intent】
- ② 10月23日（水）【Distributorship Agreement①】
- ③ 11月6日（水）【Distributorship Agreement②】
- ④ 11月20日（水）【Service Agreement①】
- ⑤ 12月4日（水）【Service Agreement②】

📎 開催場所

京都三井ビル地下1階貸会議室

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番

〔阪急京都線「烏丸」駅・市営地下鉄烏丸線「四条」駅直結〕

📎 参加費用〔全5回分〕

32,400円（消費税込）【会場代・資料・お茶代含む】

【お問い合わせ先】

担当事務局：澤本

E-mail sawamoto_s@clo.gr.jp TEL 075-257-7411



● 藤井 康弘

同志社大学法学部・フォーダム大学ロースクール 法学修士 (LL.M)

2002年 弁護士登録、

2010年 ニューヨーク州弁護士登録。

米国の法律事務所 (Schiff Hardin LLP (New York)) での勤務経験を有し、帰国後はクロスボーダー案件を数多く取り扱い、各種英文契約書のドラフティングやアドバイスを手がける。



● 鈴木 啓市

京都大学法学部・京都大学法科大学院

2016年 弁護士登録。

人事労務・債権回収法務等の業務を取扱い、最新の法改正にも対応するほか、国内企業法務に関する各種契約書のドラフティングやアドバイスを数多く手がける。

第10期よりサポート役として、英文契約書勉強会に参加。

 第20期のポイント

- 当勉強会は参加者の理解を深めやすくし、双方向での講義とするため、定員を最大で5名としております。定員超過の場合には、次期中級編勉強会へ優先的にご案内させていただきますので、ご了承ください。
- 第1回勉強会の終了後には講師や参加者相互の交流をはかるため懇親会を開催いたします。懇親会費用 (5000円程度) については、別途ご負担をお願いいたします。

【FAQ】

Q 1 講師は英語で勉強会を進めるのですか。

A 1 基本的に日本語で進行します。英語能力に不安のある方でも不自由なくご参加いただけます。

Q 2 勉強会を受けるにあたって、必要な英文契約書の知識はどの程度でしょうか。

A 2 本勉強会では、中級者向けとさせていただいており、日頃からある程度英文契約書を取り扱っている方等を主な対象としておりますが、英文契約書の知識を深めたいという意欲のある方は、知識のレベルに関係なくご参加頂ければ幸いです。

Q 3 予習など事前の準備はありますか。

A 3 基本的には、各回の開催 1 週間前に講師より参加者に配付する資料に記載された「Reading」/「Writing」/「Thinking」からなる指示に従い、各回に各自が無理のない範囲で準備いただくこととしております。

以下のような予習事項を予定しております。

1 Reading

配布の Distributorship Agreement（以下、「本契約」といいます。）の第●条から第●条を読んでみましょう（和訳を作成する必要はありません。）。

2 Thinking

本契約第●条の法的問題点の有無について検討してみましょう

.....

3 Writing

本契約第●条について、買主の担当者として、修正案を検討してみましょう。

.....

Q 4 授業は、どのような形式で進められますか。

A 4 基本的には、事前に配布した契約書及び講師が作成したレジュメに従って、対案のドラフト、交渉における留意点などを中心に講義を行います。講義では、予習事項の確認を行ったり、受講者に契約書の翻訳をしていただきながら進めていく予定です。また、事前又は勉強会において受講者にご検討・ご提出いただいた対案等を踏まえて、講師及び受講者を含めたディスカッションを行うこともございます。

Q 5 勉強会の場以外にフォローいただける機会がありますか。

A 5 各回終了後にもメール等でいつでも講師宛にご質問いただくことが可能です。

Q 6 予定されている以外に、特に扱って欲しい契約書の種類があるのですが、取り扱ってくれるのでしょうか。

A 6 各回で取り扱う内容は予定であり、他の参加者の意見も踏まえたうえで、予定とは異なった契約書を取り扱うこともあります。

Q 7 費用はどのように支払えばいいのですか。

A 7 第1回の際に、請求書をお渡しいたしますので、第2回以降に現金をご持参いただくか、請求書記載の振込先口座にご入金いただくこととなります（入金確認後、ご希望の方は領収証を発行いたします）。

参加申込書

締め切り 2019年9月20日(金)

弁護士法人中央総合法律事務所 京都事務所 宛

(FAX : 075-257-7433)

2019年 月 日

貴社名 : _____

部署名 : _____

フリガナ
貴名 : _____

TEL : _____

E-mail : _____

***第1回終了後の懇親会に、(出席します / 欠席します)**

いずれかに✓をお入れください。

※ご記載いただきました個人情報は、当勉強会の申込管理、資料等のご送付、問い合わせへの対応のために使用させていただきます。適切な安全管理措置を実施します。また、法令で定める場合を除き、目的外利用及び第三者提供はいたしません。

【第20期の日程】 (各回 18:30~20:00)

- ① 10月9日(水) 【Intro・Letter of Intent】
***第1回終了後に懇親会を開催いたします。**
- ② 10月23日(水) 【Distributorship Agreement①】
- ③ 11月6日(水) 【Distributorship Agreement②】
- ④ 11月20日(水) 【Service Agreement①】
- ⑤ 12月4日(水) 【Service Agreement②】

本勉強会は少人数(最大5名程度)でのディスカッション形式を予定しておりますので、お申し込みは先着順で受け付けさせていただきます。参加希望者が定員を超過する場合には、参加をお断りさせていただくことがありますので予めご了承ください。